

令和3年度の個人住民税(市・県民税)の改正について(後編)

令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日の期間に得られた収入)の市・県民税から適用される税制改正の主な内容について、先月に続きお知らせします。

問い合わせ 税務課 市民税係(☎内線330・331・336)

所得控除等の見直し

基礎控除の見直しに伴う扶養控除等の要件の変更や、寡婦・寡夫控除の見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置の創設があります。

1. 所得控除等の適用要件等の見直し

適用要件等一覧

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	55万円

2. ひとり親控除の創設および寡婦・寡夫控除の見直し

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。
- これまでの寡婦・寡夫控除のうち、寡婦控除の所得金額要件に所得金額の制限(合計所得金額500万円以下)が加えられ、生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下)を有する寡夫の控除額(改正前26万円)について、同条件の寡婦と同額の控除額(改正後30万円)に引き上げられます。
- 住民票に本人との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」や、これらに相当する人がいる場合は、(1)および(2)の控除の対象外になります。

改正前:寡婦・寡夫控除

本人女性(寡婦)	配偶者関係		死別		離別		未婚
	本人合計所得(円)		500万以下	500万超	500万以下	500万超	控除なし
扶養親族	子有り	30	26	30	26	—	
	子以外有り	26	26	26	26	—	
	無し	26	—	—	—	—	

本人男性(寡夫)	配偶者関係		死別		離別		未婚
	本人合計所得(円)		500万以下	500万超	500万以下	500万超	控除なし
扶養親族	子有り	26	—	26	—	—	
	子以外有り	—	—	—	—	—	
	無し	—	—	—	—	—	

改正後:ひとり親控除・寡婦控除

本人女性(寡婦)	配偶者関係		死別		離別		未婚
	本人合計所得(円)		500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下
扶養親族	子有り	30	—	30	—	30	
	子以外有り	26	—	26	—	—	
	無し	26	—	—	—	—	

本人男性(寡夫)	配偶者関係		死別		離別		未婚
	本人合計所得(円)		500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下
扶養親族	子有り	30	—	30	—	30	
	子以外有り	—	—	—	—	—	
	無し	—	—	—	—	—	

注意:改正後の表において、表中の数字は控除額を表し、単位は(万円)です。また表中の数字のうち、**青字**で示すものがひとり親控除、**赤字**で示すものが寡婦控除です。

非課税基準について

3. 非課税基準等の見直しおよびひとり親に対する非課税措置の創設

市・県民税の非課税基準等

	改正前	改正後
非課税措置(障害者、未成年者、寡婦または寡夫)の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合は18万9千円	31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は18万9千円
所得割の非課税限度額の総所得金額	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合は32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は32万円

ひとり親に対する非課税措置

上の表中の非課税措置の対象として、新たにひとり親控除の対象者が適用となります。また、対象の寡婦または寡夫が、寡婦に改められます。